

訓練の流れ【1日目】

		11月8日(日)			
		8:30(地震発生)		17:00	18:00
主要な事態の推移		警戒事態 (震度6強)	施設敷地緊急事態 (原災法第10条事象)		全面緊急事態 (原災法第15条事象)
		原子炉が自動停止 ※非常用発電機が起動	原災法10条に相当する事象が発生		全ての原子炉への 注水機能喪失
中央の体制	内閣府(防災) (合同庁舎8号館)	・政府調査団派遣 ・非対本部設置決定	・政府調査団 県庁着	非常災害対策本部・原子力事故合同 対策本部 合同会議	原子力災害対策本部・非常災害 対策本部 合同会議
	規制委員会・ 内閣府(原子力防災) (官邸・ERC)	原子力事故合同警戒本部 @規制庁ERC	10条事象発生通報 本部会議 原子力事故合同対策 避難等要請 PAZ等要配慮者の 避難等要請		
現地の体制	OFC	原子力事故合同現地警戒本部	原子力事故合同現地対策本部	副大臣等到着 現地事故対策連絡会議	合同対策協議会
国からの要請/指示		OPAZ内等要配慮者の避難準備開始要請 (原子力規制委員会・ 内閣府原子力事故合同警戒本部長)	OPAZ内等要配慮者の避難要請 OPAZ内等住民の避難準備開始要請 (原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部長)		OPAZ内等住民の避難開始・ヨウ素剤服用を指示 OUPZ内住民の屋内退避を指示 (総理大臣) ○予防避難エリアの避難計画を決心
住民避難 (実動はPAZ内等要配慮者の 避難のみ実施)		PAZ内等要配慮者の避難準備	PAZ内等要配慮者の避難開始		PAZ内等住民の避難等開始、 安定ヨウ素剤の服用 UPZ内住民の屋内退避開始

※17:00以降は、限定した体制で放射線物質の放出を受けた緊急時モニタリングに係る訓練を実施(18:00まで)

訓練の流れ【2日目】

		11月9日(月)			
		9:00			16:00
緊急事態区分		全面緊急事態 (原災法第15条事象)			
中央の体制	官邸				
	ERC	※訓練に関係する機能班が参加			
現地の体制	OFC	②・1 合対協 ・緊モニの結果を踏まえたUPZ圏内一時移転の指示	①・1 合対協 ・PAZ及び予防避難エリアの避難状況の確認	②・2 合対協 ・住民避難の状況確認 ・緊モニ結果の確認	①・2 合対協 ・PAZ及び予防避難エリアの避難状況の確認
	県				
○主な訓練項目					
① ・PAZ圏内及び予防避難エリア住民の避難 ・UPZ圏内住民の屋内退避	主要な事態の推移	【開始時点】15条における避難等の方針決定後 			
	実施概要	・PAZ及び予防避難エリア一部住民の陸路等による避難の実施、安定ヨウ素剤の緊急配布の実施 ・予防避難エリア一部住民の屋内退避の実施→段階的避難(大分県への海路避難の実施含む) ・UPZ圏内住民(小・中学校等)の屋内退避の実施			
② ・緊急時モニタリング ・UPZ圏内住民の一時移転	主要な事態の推移	【開始時点】初めてOIL2超が確認されてから約24時間経過後 			
	実施概要	OIL2の認定→一時移転エリアの特定 →一時移転の意思決定・指示 ・UPZ圏内住民(一部)の一時移転の実施、避難退域時検査の実施 ・緊急時モニタリングの実施(モニタリングカーによる実測等)			
汚染患者の搬送・処置		・原子力災害医療に係る医療チーム等の派遣(広島大学→愛媛大学) ・汚染傷病者の搬送等(伊方発電所→愛媛大学)			